

(案)

○総務省訓令第 号

平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送に係る衛星基幹放送局に関する免許方針を次のとおり定める。

平成26年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送に係る衛星基幹放送局に関する免許方針

(目的)

第1条 平成26年 月 日から同年 月 日まで申請を受け付ける放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送（第3条において「平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送」という。）に係る衛星基幹放送局の免許を付与するに当たっては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号。第4条において「根本基準」という。）、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）、基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）及び電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の規定によるほか、この訓令に定めるところによるものとする。

(申請を受け付ける無線局)

第2条 申請を受け付ける無線局は、放送衛星業務用の周波数以外の周波数のうちチャンネル番号ND2、ND4、ND6、ND8、ND10、ND12、ND14、ND16、ND18、ND20、ND22又はND24を使用する衛星基幹放送（デジタル放送に限る。）を行う基幹放送局であって、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送又はデータ放送を行うものとする。

2 前項の無線局の工事落成の期限は平成28年12月31日までとする。

(審査事項)

第3条 平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送に係る衛星基幹放送局の免許においては、電波法関係審査基準第3条の規定によるほか、次の各号の事項について審査することとする。

(1) 衛星調達方法等

ア 2016年から新たに調達する衛星の設計寿命までの間の衛星の使用に係る計画が適正

かつ明確に定められていること。

イ 高い信頼性を有する衛星を調達するものであり、その調達方法が適正であること。

ウ 新たに調達する衛星は13年以上の設計寿命を有するものであること。

エ 衛星の打ち上げの遅延若しくは失敗又は衛星の機能不調の場合における衛星確保のための対応の方法

(ア) 衛星の打上失敗を想定し、放送の継続及び開始に支障のないようできる限り早期に代替衛星を打ち上げることができる計画を有していること。

(イ) 衛星の打上遅延に対する対応策が適正かつ明確に定められていること。

オ 同一軌道上又は近接する他の人工衛星との関係において、安全な軌道位置を確保するものであること。

(2) 基幹放送事業者への情報開示

次の各事項について、基幹放送事業者への情報開示方法を具体的に定め、基幹放送事業者へ情報開示を行うものであること。

ア 基幹放送事業者に対して開示する衛星の仕様及びその開示方法

イ 基幹放送事業者に対して開示する衛星障害時のデータの内容及びその開示方法

(ア) 障害の部位・原因特定のためのデータとして開示する内容及びその開示方法

(イ) 障害対策として実施する措置として開示する内容及びその開示方法

ウ その他基幹放送事業者に対して開示する情報の内容及びその開示方法

(3) 基幹放送事業者の負担額

ア 基幹放送事業者に負担させることとなる料金の見込み額が明確に定められていること。

イ 当該料金の見込み額が、新たに調達する衛星の設計寿命までの間に発生することとなる諸費用等に照らし適正であること。

ウ 他の事業分野との間で不当な内部相互補助が行われるものでないこと。

エ 新たに調達する衛星の設計寿命までの間において当該料金を値上げする可能性がある場合にあっては、その想定される事由及び値上げ幅が詳細かつ明確に定められていること。

(4) 基幹放送事業者の意向の反映

当該衛星の運用開始以後において、基幹放送事業者の意向（基幹放送事業者間の公平性を損なうことになるものを除く。）を反映するための方法が適正かつ明確に定められていること。

(比較審査)

第4条 申請が2以上提出され、割り当てることのできる周波数が不足する場合には、根本基準第10条第1項の規定に基づき、当該申請につき、比較審査を行う。当該比較審査に当たっては、根本基準への適合の度合いを評価するが、特に「事業計画実施の確実性」及び「放送の公平かつ能率的普及に対する適合性」の観点から、前条について比較審査し、それらを総合的に勘案した上で免許人を決定するものとする。

附 則

この訓令は、平成26年〇月〇〇日から施行する。